



# 消費税率の改正に伴う工事費負担金の 支払いについて

2019年9月

# 1 | 消費税率の改正について

## 制度概要

- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」に基づき、2019年10月1日に消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
- そのため、電気のご使用開始日※を2019年10月1日以降とした場合、お支払いいただく工事費負担金等については、新税率の10%を適用させていただきますのでご案内いたします。  
※ 太陽光契約に基づく工事費負担金の場合は、「連系開始日」により適用消費税率を判定いたします。

## 工事費負担金等の税率イメージ図



## 2 | ご使用（連系）開始日が変更になった場合の精算について

### 税率の差分の精算

- ご使用（連系）開始日が2019年10月1日をまたぐ変更があった場合、消費税法に則り、税率の差分の精算をさせていただきます。

